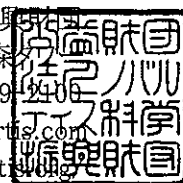


第35回 ノバルティス研究奨励金 応募要項

公益財団法人ノバルティス科学振興財団
〒105-6333 東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森ビル
電話: 03-6899-2400
E-mail: foundation.japan@novartis.com
URL: <http://japanfoundation.novartis.com>



1. 奨励金の趣旨

生物・生命科学、関連する化学および情報科学の領域における創造的な研究を助成する。医薬品(未承認薬を含む)を人に対して用いることにより、医薬品の有効性又は安全性を明らかにする研究は選考対象としない。

2. 助成金額、件数

助成金額は、1件100万円。37件程度

3. 助成期間

助成期間は1年間(2022年4月1日～2023年3月31日)

延長は認めない

4. 申請者の資格等

- (1) 日本国内で行われる研究が対象。申請者は原則として、博士号を有する研究者(2022年3月末までの取得見込み含む) 国籍不問
- (2) 申請者の単独研究。申請者が中心の場合は共同研究も可
- (3) 当奨励金を過去に受領した研究者は、助成期間終了後3年間を経過していれば再応募可。
但し、前回とは研究目的を異にしていること。また、当奨励金を過去に受領した研究者が共同研究者の場合も前回とは研究目的を異にしていること
- (4) 当財団の現選考委員の研究室に所属する研究者、現選考委員と共同研究を行う研究者は、申請者となれない

5. 推薦者

- (1) 当財団が指定する指定推薦先に所属する研究者は、所属する大学・研究機関の長、研究科長、学部長、施設所長および病院長の推薦を受けて申請するものとする(指定推薦先については、応募開始時に当財団HP上にて公開)
- (2) 指定推薦先の長は、その機関に所属している研究者以外を推薦することはできない。
- (3) 当財団の現任ならびに前任の理事、評議員は指定推薦先以外の研究機関所属研究者の推薦者となり得る (Note 1: 指定推薦先以外からの申請者は、当財団事務局に推薦の斡旋を求めるともできるので、その場合は、8/24(火)までに財団事務局宛てEメールに応募書類を添付し連絡するものとする)
(Note 2: 事務局を経由せずに直接財団関係者に推薦を求めるとも可とするが推薦を得られた場合、申請者は速やかに財団事務局に連絡すること)

6. 推薦件数

1推薦者から1件に限る(※役職を兼任している場合でも、1件のみ)
推薦の権利を他者に譲ってはならない。

7. 申請方法

当財団ホームページ (<http://japanfoundation.novartis.org/>)に必要事項を記入する。またホームページからダウンロードした書式(応募申請書、推薦書)に記入後、下記要領で財団事務局に提出する。応募申請書は見やすく簡潔に記入。図表も使用可(カラー可)。記入枠を広げる場合は最小限とし、応募申請書全体の枚数は6ページ以下とする。

推薦書の捺印は原則として公印とする。公印がない場合は、その旨を余白に記入し私印を用いる。財団関係者は私印を用いる。応募書類は原則として返却しない。

1) 応募申請書: 書式に記入後、PDFファイルをホームページに格納。

ファイル名は、氏名(所属略称)申請書.pdf [例:ノバ太郎(○大)申請書.pdf] とする。

2) 推薦書: 書式に記入・公印捺印後、PDFファイルをホームページに格納する。ファイル名は、申請者氏名(所属略称)推薦書.pdf [例:ノバ太郎(○研)推薦書.pdf]
併せて捺印済み原本を事務局に送付する。

書類やファイルはまとめてホームページに格納する(いずれも9/15(水)厳守)。外国人は英文の応募申請書も可。(受付完了通知は、申請者のEメールへ自動返信される)

<提出物のチェック> 申請時に要確認のこと

・ホームページに格納

①応募申請書(PDF)、②推薦書(PDF、捺印済み)

・書面で送付

① 推薦書(捺印済み原本)

9月15日まで必着

8. 申請受付期間

2021年7月～2021年9月15日(水)厳守

9. 選考方法

選考委員会で選考後、理事会で決定(2022年2月頃)

研究内容(創造的なもの)が最優先。奨励金の必要性、年齢(若い研究者)等も一部考慮する。

10. 採否の通知

2022年3月頃。採否を申請者と推薦者の双方に通知する

11. 奨励金の交付

2022年4月下旬以降、指定の銀行口座に振込み予定

各研究機関の助成金取扱規定を参照し、委任経理金の場合はその手続きを行うこと

12. 奨励金の使途

応募申請書の記載通りの使用を原則とする(助成期間内に使い切ること)

奨励金を使わなかった場合や奨励金が余った場合は、原則返却すること

奨励金の使途を変更する場合は、当財団代表理事の承認を得ること

奨励金は、贈呈対象の研究以外には使用できない(助成対象者の変更交代は不可)

奨励金対象の研究内容に、重要な変更が生ずる場合は、速やかに当財団事務局に連絡すること

応募者の所属機関の間接経費、一般管理費(オーバーヘッド)は、助成の対象とならない

13. 研究成果および会計報告

奨励金受領者は、研究成果と会計の報告書を2023年5月末までに当財団に提出(必須)すること

報告方法(書式)は、2023年3月末までに、財団事務局より通知する予定

研究報告書は、当財団ホームページ、年報等で公表される

会計報告は、領収書の提出は求めないが、使用后5年間保管のこと

14. 研究成果の公表、刊行

成果を公表する場合は、公益財団法人ノバルティス科学振興財団から奨励金を受けた旨を明記する

英文の場合はThe NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science

刊行後に別刷等を1部を財団事務局へ送付すること(Eメール送信可)

15. その他

上記の点に違反したとき、または贈呈対象者として相応しくない行為があったときは、申請資格を一 定期間停止する、研究奨励金の返還を求める等のあることがある

選考や採否通知の日程は、変更されることがある

贈呈対象者氏名、所属機関、研究課題等は、当財団ホームページ、年報等で公表される 内容によっては、前もって所属機関・倫理委員会の審査を求めることがある